

屋外広告物の ルールを守り美しいまちを！



まちで見かけるお店の看板などは、屋外広告物のひとつです。屋外広告物は、情報を発信することにより、暮らしの利便性を向上させる一方、無秩序に掲出されると、まちの美観や風致を損ない人に危害を及ぼすことにも繋がりがかねません。ルールを守り、安全でまちの景観に配慮した掲出を心がけましょう！

POINT.1

屋外広告の掲出は ルールを守りましょう

- 屋外広告物の掲出には、1敷地につき合計面積が7㎡以下の自家用広告物のみの場合を除き、原則許可が必要です。堺市では一部の禁止区域を除き、市全域が許可対象区域です。
- 広告主自身が設置する場合を除き、堺市で屋外広告物を設置する業者は、屋外広告業の登録又は届出をしている必要があります。

POINT.2

道路や電柱への違反広告物はやめましょう！

- 道路上に許可なく立て看板を出したり電柱へのビラ貼りやのぼり旗を設置することは、法令違反です！
- 道路上の違反広告物は、まちの美観を損ねるだけでなく通行の支障や事故にも繋がりがかねません。掲出者の管理責任が問われることもあります。
- 違反広告物等について、50万円以下の罰則などがあります。

ボランティア活動

ボランティア団体及び 法人のご協力により まちの景観が守られています

路上違反簡易広告物除却活動員制度に基づき、市民ボランティア団体及び法人のご協力のもと、違反しているはり紙やはり札、立て看板などの簡易除却活動をおこなっています。

<登録数>

41団体 4法人 487名
(平成29年3月31日現在)

<平成28年度除却活動実績>

合計数 約1,000ヶ

- ・ はり紙
- ・ はり札
- ・ 広告旗
- ・ 立て看板 等

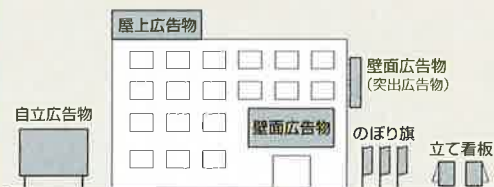


9月1日
～10日は
屋外広告物
適正化旬間
です

屋外広告物は必要最小限に！
美しく魅力あふれる景観をつくりましょう

屋外広告物とは

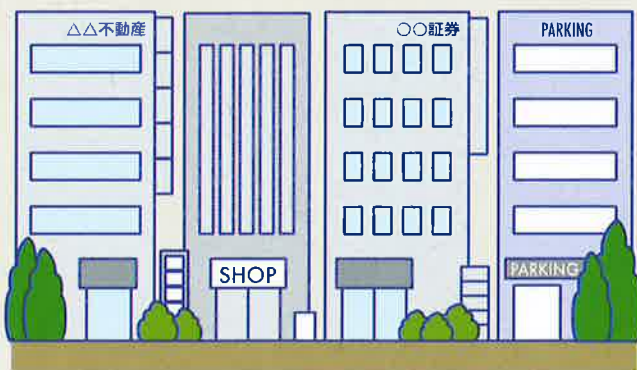
- 常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に対し表示される『はり紙、はり札、立看板、広告旗、広告塔、広告板など』を言います。
- 営利目的の商業広告だけでなく、営利を目的としないものも含まれます。



POINT.3

周囲の景観に配慮した屋外広告物を 掲出しましょう

- 景観を阻害することのないよう必要最小限の掲出を心がけましょう。
- 周囲に圧迫感を与えないよう、大規模な広告物は、できる限り控えましょう。
- 建物や地域の景観に調和した掲出により、美しいまちを実現しましょう。



【問合せ先】

<屋外広告物全般に関して>

- 都市計画部都市景観室
〒590-0078 堺区南瓦町3番1号
電話 (072) 228-7432 FAX (072) 228-8468

<道路上の違反広告物に関して>

- 北部地域整備事務所 (東区・北区・美原区)
〒591-8021 北区新金岡町4丁1-5
電話 (072) 258-6782 FAX (072) 258-6843
- 南部地域整備事務所 (中区・南区)
〒590-0115 南区茶山台1丁6-1
電話 (072) 298-6572 FAX (072) 291-4390
- 西部地域整備事務所 (堺区・西区)
〒590-0015 堺区南田出井町1丁1-1
電話 (072) 223-1600 FAX (072) 223-6767